

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

○条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 4 号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 6 3 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 8 5」に改める。

第 2 条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 8 5」を「1 0 0 分の 1 8 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条～第4条関係）

区 分	現 行	令和5年度	令和6年度以降
6 月 期	100分の157.5		100分の162.5
12月期	100分の157.5	100分の167.5	100分の162.5

[適 用]

- 1 令和5年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
公布の日
- 2 令和6年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和6年4月1日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 5 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 4 条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第1条及び第2条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第1及び別表第2関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率+1.1パーセント）

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第19条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和5年度	令和6年度以降
再任用職員以外の職員	6月期	100分の120		100分の122.5
	12月期	100分の120	100分の125	100分の122.5
再任用職員	6月期	100分の67.5		100分の68.75
	12月期	100分の67.5	100分の70	100分の68.75

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第20条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和5年度	令和6年度以降
再任用職員以外の職員	6月期	100分の100		100分の102.5
	12月期	100分の100	100分の105	100分の102.5
再任用職員	6月期	100分の47.5		100分の48.75
	12月期	100分の47.5	100分の50	100分の48.75

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第3条及び第4条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第7条関係）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区分	現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期	100分の165		100分の170
12月期	100分の165	100分の175	100分の170

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第3項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

[適用]

1 給料月額の引上げ

令和5年4月1日

2 令和5年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

公布の日

3 令和6年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和6年4月1日

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 6 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 2 0 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7 . 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第3条、第27条関係）

一般職給料表（1）

区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	

41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	470, 500
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	470, 900
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	471, 200
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	471, 500
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	472, 000
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	472, 400
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	472, 700
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	473, 000
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	473, 500
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	473, 900
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	474, 200
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	474, 500
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	475, 000
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	475, 400
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	475, 700
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	476, 000
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		476, 500
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		476, 900
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		477, 200
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		477, 500
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		478, 000
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		478, 400
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100		478, 700
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		479, 000
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		479, 500
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900		479, 900
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		480, 200
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		480, 500
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600		481, 000
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		481, 400
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		481, 700
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300		
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600		
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900		
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100		
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300		
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600		
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900		
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100		
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300		
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300			
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600			
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800			

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、1級の17号給を受ける職員にあっては176,100円と、1級の25号給を受ける職員にあっては190,400円と、1級の33号給を受ける職員にあっては203,900円とする。

別表第2 (第3条関係)

一般職給料表(2)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100	

42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	359,900
71	221,400	255,500	285,100	312,800	360,400
72	221,700	255,800	285,800	313,300	360,900
73	221,900	256,000	286,500	313,600	361,300
74	222,300	256,300	287,200	314,100	361,800
75	222,600	256,700	287,900	314,600	362,300
76	223,000	257,100	288,700	315,000	362,800
77	223,200	257,400	289,200	315,200	363,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500	363,700
79	224,000	258,200	290,100	315,800	364,200
80	224,300	258,600	290,500	316,100	364,700
81	224,600	258,900	290,900	316,400	365,100
82	224,900	259,200	291,300	316,700	365,600
83	225,200	259,500	291,800	317,000	366,100
84	225,500	259,700	292,300	317,300	366,600
85	225,800	259,900	292,600	317,500	367,000
86	226,100	260,100	293,100	317,900	367,500
87	226,400	260,400	293,700	318,200	368,000
88	226,700	260,700	294,200	318,400	368,500
89	227,000	260,900	294,500	318,600	368,900

90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円 194,600	円 205,700	円 224,200	円 245,000	円 275,700

第2条 小田原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（小田原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

令和5年度の給与改定に伴う昇格時号給対応表の所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

令和5年度の給与改定により給料表の改定が行われたことに伴い、昇格時号給対応表について所要の整備を行うこととする。（別表第7関係）

[適 用]

公布の日

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 7 号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

			4 2	4 1
			4 3	4 2
			4 4	4 2
			4 5	4 3
			4 5	4 3
			4 6	4 4
			4 6	4 4
			4 7	4 5
			4 7	4 5
			4 8	4 6
			4 8	4 6
			4 9	4 7
			4 9	4 7
			4 9	4 8
			4 9	4 8
			4 9	4 9
			5 0	4 9
			5 0	4 9
			5 0	4 9
			5 0	4 9
			5 0	4 9
			5 0	5 0
			5 1	5 0
			5 1	5 0
			5 1	5 0
			5 1	5 0
			5 1	5 0
			5 1	5 1
			5 1	5 1
			5 2	5 1
			5 2	5 1
			5 2	5 1
			5 2	5 1
			5 2	5 1
			5 2	5 2
			5 2	5 2
			5 3	5 2
			5 3	5 2
			5 3	5 2
			5 3	5 3
			5 4	5 3
			5 4	5 3
			5 4	5 3
			5 4	5 3
			5 4	5 4
			5 4	5 4
			5 5	5 4
			5 5	5 4
			5 5	5 4
			5 5	5 5
			5 6	5 5
			5 6	5 5
			5 6	5 5

別表第7の1の表中

を

に、

を

に、

別表第7の2の表中

47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61

を

45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
56
57

に、

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

を

17
18
18
19
19
20
20
21
22
22
23

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51

7 1	7 0
7 1	7 0
7 1	7 0
7 2	7 1
7 2	7 1
7 2	7 1
7 2	7 1
7 3	7 2
7 3	7 2
7 4	7 2
7 4	7 2
7 5	7 3

3 8	を	3 7	に改める。
3 8		3 8	
3 8		3 8	
3 8		3 8	
3 9		3 8	
3 9		3 8	
3 9		3 9	
3 9		3 9	
4 0		3 9	
4 0		3 9	
4 0		3 9	
4 0		4 0	
4 1		4 0	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市職員の給与に関する条例が一部改正され、勤勉手当の支給割合が引き上げられることに伴い、勤勉手当の成績率の上限を引き上げるため改正する。

[内 容]

勤勉手当の成績率の上限を次のように引き上げることとする。（第14条関係）

区 分		現 行	令和5年度	令和6年度以降
再任用職員 以外の職員	6 月 期	100分の200		100分の205
	12月期	100分の200	100分の210	100分の205
再任用職員	6 月 期	100分の95		100分の97.5
	12月期	100分の95	100分の100	100分の97.5

[適 用]

- 1 令和5年度の支給に係る勤勉手当の成績率の上限の引上げ
公布の日
- 2 令和6年度以降の支給に係る勤勉手当の成績率の上限の改定
令和6年4月1日

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 8 号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 号中「1 0 0 分の 2 0 0」を「1 0 0 分の 2 1 0」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に改める。

第 2 条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 号中「1 0 0 分の 2 1 0」を「1 0 0 分の 2 0 5」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 9 7 . 5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。